

役員報酬及び諸費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本歯科技工士連盟（以下、「本連盟」という。）の規約第17条の規定に基づき、役員等の報酬及び諸費用弁償等について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、規約第11条第1項に規定する役員をいう。
- (2) 本連盟は本連盟を主たる勤務場所とする常勤役員制度を設けていないため、ここでいう役員とはすべて非常勤役員をいう。
- (3) 役員報酬とは、本連盟が役員に対し支給する役員としての職務執行の対価をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 本連盟は、役員に対し、評議員会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める報酬月額を上限として支給する。

2 役員報酬の額は、会長他必要な役員の議決により定める。

3 役員に対する賞与及び退職金は支給しない。

(役員の旅費等費用弁償)

第4条 本連盟は、役員に対し、その職務を執行するために要する旅費は別に定める旅費規程の範囲において、消耗品等は実費にて支払うものとする。

(準 用)

第5条 規約委第18条第1項に規定する顧問、相談役については、前条の規定を準用する。

(支払方法)

第6条 役員等の報酬及び諸費用弁償等の支払方法については、本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

附 則

1. 本規程は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

別表

役員報酬（第3条関係）

役 職 名	報 酬 月 額
会長・副会長・理事長、副理事長	90,000 円以内
上記を除く理事及び監事	30,000 円以内